

基準 3 1 (六次産業化法第 5 条第 8 項に基づく同意基準)

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。以下「六次産業化法」という。）第 5 条第 8 項の規定に基づき、農林水産大臣から総合化事業計画の認定に係る協議があった場合は、同計画に記載の農林水産物等の販売施設が、次の全ての要件に該当するものに同意するものとする。

- (1) 六次産業化法第 5 条第 3 項の規定に基づき総合化事業計画に記載される総合化事業の用に供する施設のうち、六次産業化法施行令第 2 条の規定に基づき農林水産大臣及び国土交通大臣が平成 23 年 2 月 28 日付け農林水産省・国土交通省告示第 1 号第 2 条で定めた農林水産物等の販売施設であること。
- (2) 当該販売施設を建築しようとする敷地（以下「敷地」という。）が国道、県道又は市道の 2 車線以上の道路（幅員 6.5 m 以上でセンターラインが引かれた道路）に接すること。
- (3) 敷地が (2) の道路に接する辺長を外周長で除した値が  $1/8$  以上となる土地であること。
- (4) 敷地面積は 2,000 m<sup>2</sup> 以下であり、かつ、予定建築物等の適正な規模及び配置を考慮した規模であること。  
ただし、農林水産物等の販売施設との複合施設として農林漁業の用に供する施設、飲食店を建築する場合に限り、敷地面積については、いずれかの施設を建築するごとに 1,000 m<sup>2</sup> 以下の面積を加えることができる。
- (5) 当該販売施設の立地に伴い、新たな公共施設整備が伴わないこと。
- (6) 当該販売施設の立地について、姫路農業振興地域整備計画及び都市計画に支障を及ぼすおそれがないものであること。

平成 26 年 11 月 20 日 基準適用年月日	平成 26 年度第 2 回開発審査会承認済 平成 26 年 12 月 1 日
------------------------------	---

ア 六次産業化法施行令第 2 条に基づく農林水産物等の販売施設について

その敷地である土地の区域の周辺における農林漁業の振興に寄与するとともに、当該区域の周辺における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障を生ずるおそれがないものとして農林水産大臣及び国土交通大臣が定めるものとする。

イ 農林水産大臣及び国土交通大臣が平成 23 年 2 月 28 日付け農林水産省・国土交通省告示第 1 号第 2 条で定めた農林水産物等の販売施設について

次の各号に該当するものとする。

第 1 号 農林漁業者等が農林水産物等及びその加工品を主として一般消費者に販売する事業であって、次のいずれにも該当するものの用に供するために六次産業化法第 5 条第 1 項の認定を受けようとする農林漁業者等（当該農林漁業者等が団体である場合にあっては、その構成員等を含む。）が整備するものであること。

イ 農林水産物等及びその加工品の年間売上高又は年間販売数量（以下この号及び次号において「年間売上高等」という）のうちに農林水産物等の加工品の年間売上高等の占める割合が、20% 以下であること。

ロ 農林水産物等及びその加工品の年間売上高等のうちに農林漁業者等が自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原料として用いて生産する加工品以外の農林水産物等の加工品の年間売上高等の占める割合が、5% 以下であること。

第 2 号 農林水産物等の年間売上高等のうちに当該施設の用に供する土地を含む市街化調整区域（当該土地が所在する市の区域及び当該市に隣接する市町の区域に限る。）におけ

る生産に係る農林水産物等の年間売上高等の占める割合が、70%以上であること。

第3号 売場面積(同一敷地内において2以上の建築物の建築又は用途の変更を行う場合にあっては、その売場面積の合計。次号において同じ。)が、200㎡以下であること。

第4号 床面積(同一敷地内において2以上の建築物の建築又は用途の変更を行う場合にあっては、その床面積の合計)から売場面積を除いた面積が、当該売場面積の50%以下であること。

ウ 農林漁業の用に供する施設、飲食店その他の農林水産物等の販売施設以外の施設は、対象施設ではないため、その整備として行われる開発行為又は建築行為等については、それぞれ立地基準(法第34条各号又は令第36条第1項第3号に掲げる基準)に係る審査を個別に受ける必要がある。

エ 農林漁業の用に供する施設は、法第34条第4号に該当する施設であり、飲食店は、法第34条第9号に該当するドライブインとしての飲食店であること。